

令和 年 月 日

質 問 書

(FAX 04-7123-1095 野田市高齢者支援課高齢者支援係 行き)

野田市地域密着型サービス施設の整備事業者に関する募集要領の質問について

住 所 _____

事業者名 _____

番号	質問事項

令和7年6月11日（水）から6月20日（金）午後5時15分までに高齢者支援課へ提出（FAX）してください。

回答は令和7年6月27日（金）までに野田市ホームページへ掲示する予定です。

◎募集要領 提出書類について

提出書類	説明
1 事業概要 (別紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・応募の経緯 ・設置予定事業には予定事業及び人数などを表記 (別の事業がある場合には、別途表記) ・事業者概要 (法人沿革、現在運営している又は今後予定している介護保険施設等の状況) ・事業計画概要 (各項目について、具体的な方策、考え方等について記入してください。) ・各項目については、行及び枠は適宜調整して記載してください。
2 設置主体に関する事項 ア 事業者経歴	<ul style="list-style-type: none"> ・法人設立から現在に至るまでの沿革を記載すること。
イ 事業者の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者及び役員一覧、代表者及び役員の個別履歴書、社員構成を記載すること。
ウ 現在運営している施設又は事業に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等があれば添付する。
エ 今後開設を予定している施設又は事業に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等があれば添付する。
オ 定款又は寄付行為	<ul style="list-style-type: none"> ・定款の原本証明 <div data-bbox="751 1223 1342 1417" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《原本証明の例》</p> <p>この写しは原本に相違ないことを証明する。</p> <p>法人名 ○○○○○</p> <p>代表者 □□ □□^印</p> </div>
カ 法人登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項全部証明書 ・正本に原本を添付する。
キ 法人の状況を証明する書類 (過去3年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・正本に原本証明。 ・財務諸表 (貸借対照表及び損益計算書) 又はこれに類するもの。新規設立の場合は財産目録。 ・3年間分の提出ができない場合は、その理由書
ク 納税証明書 (過去3年分、公募申込み3か月以内に発行されたもの。)	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県税、法人税、消費税の納税証明書 ・野田市税については、滞納がないことの証明書。 ・納税義務がない法人については、「納税義務がない旨の申出書 (様式自由)」
3 立地条件に関する事項 ア 位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・整備区域が確認できるもの。 (縮尺、方位、計画地の位置を記入)

提出書類	説明
イ 交通の便と周辺の状況を示した図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道、路線バス、道路等からのアクセスがわかる図（アクセス路に点線で印を付ける） ・ 最寄りの鉄道の駅からの距離（駅名を表記） ・ 主要道路からの距離 ・ 最寄りのバス停からの距離（停留所名を表記） ※距離は、実際の距離で、直線距離でない。
ウ 公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募申込日前3か月以内に発行されたもの。 ・ 申請地及び隣地の土地を表記したもので、敷地を太線で囲い、敷地に所有者名を記載する（一筆の土地の一部を利用する場合は、境界線も記載する）。
エ 土地の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地番、地目、地積、現所有者、購入・賃貸の別を記載した一覧表（地積の合計と、概要、土地利用計画図等の計画面積と合致すること（合致しない場合は理由書を添付）。 ・ 応募申込日前3か月以内に発行されたもの。 ・ 借地は、あらかじめ抵当権が設定されていないことで、地域密着型サービスの事業の存続に必要な期間の地上権、賃借権を設定し登記できる土地であること（概ね30年間）。
オ 建物配置図・平面図・立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物配置図は、利用者の駐車場、施設の駐車場、職員駐車場の位置や区別を表記する。 ・ 平面図は、設備基準を満たしていることがわかる面積や寸法を表記する（有効面積、芯々、内法等もわかるように）。
カ 現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口がわかるもの。 ・ 施設全体と周辺の環境もわかるもの。 ・ 撮影位置と方向がわかるもの。線などで計画部分がわかるようにする。
キ 計画地の給排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水、排水施設（雨水施設を含む）の位置を表記。 ・ 放流先の名称を記載。 ・ 公共下水道、浄化槽等利用の別を記載。

提出書類	説明
ク 計画地の都市計画図	<ul style="list-style-type: none"> 野田市都市計画図（土地の用途、位置がわかるように抜粋：A4サイズに折る）（2千分の1）程度。
ケ 計画地を含む広域的な道路地図	<ul style="list-style-type: none"> 国道16号や都市計画道路等がわかるもの（イよりも広域なもの）。（1万分の1）程度。
コ 計画地周辺の住宅地図	<ul style="list-style-type: none"> 隣家と進入道路のわかるもの。（2千分の1）程度。
サ 計画地の土地利用計画図（建物、構築物、上下水配管等を記載）	<ul style="list-style-type: none"> 境界杭の種類、放流先の名称、建築基準法上の道路種別、市道の路線名及び幅員等を表記。 利用者の駐車場、施設の駐車場、職員駐車場の位置や区別を表記。
4 事業計画に関する事項 ア 施設の利用料金等	<ul style="list-style-type: none"> 家賃、入居一時金、光熱費、食費を記載。
イ 資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> 支出 土地関係費、建設関係費、設備費、運転資金（3か月分）等の内訳 財源 上記費用の財源として、県補助金を含めて財源内訳を記載。また、補助金不交付となった場合を想定した財源内訳も明記しておくこと。
ウ 資金の融資を受ける場合にあっては、金融機関等の融資内諾書	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関発行の融資内諾書（内諾書の取得が無理な場合は、金融機関発行の協議記録）
エ 資金計画書（5年分）	<ul style="list-style-type: none"> 資金収支（見込み）計画書として開設から5年以上の計画（事務費、事業費の積算資料添付）住居費の根拠、人件費内訳 借入金償還計画書（償還回数、償還年度、元利・利息）：年間償還合計額がわかるもの。

提出書類	説明
オ 工程表	<ul style="list-style-type: none"> 基本設計から施設開所までの全体の概要
5 運営管理等に関する事項 ア 職員配置計画（昼間・夜間の勤務体制及び防災体制も含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 法に規定された基準、職種別人員配置、常勤、非常勤、兼務職員とその兼務職種、常勤換算後の人数、夜間勤務職員数のわかるもの。 <u>※別添資料3参考</u> 24時間中、各時間で配置されている職員の様子がわかるシフト表 <u>※別添資料4参考</u>
イ 管理内容(管理規程案及び防災上の設備の概要、衛生管理、苦情処理、事故防止等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 具体的なマニュアルのあるものは、マニュアルを添付し、表紙に添付した索引を作成。各マニュアルにも名称を記載したインデックスを付ける。 例：防災対策マニュアル（地震、消防計画）、防犯対策マニュアル、衛生管理マニュアル、感染症防止マニュアル、苦情処理マニュアル、事故防止マニュアル、虐待防止対応マニュアル 個人情報保護マニュアル等
6 その他 ア 協議先一覧	<ul style="list-style-type: none"> 各担当と事前協議の上、対策を記載した書類等を提出。 <u>※別添資料5参考</u>

提出書類	説明
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議担当課 ・ 協議担当者名 ・ 協議日 ・ 協議内容 ・ 指摘事項 協議先担当者からのサインは必要ありませんので、協議先の担当者名を控えてください。
イ 申立書（民事再生法に基づく再生手続を行っていない。代表者の市税等及び事業者に係る諸税の滞納がないなど、申請資格を満たしている旨を記載した書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項「2 応募事業者の要件」について、間違いなく条件を満たしている旨を記載した書類 ※書式は資料7を参考にしてください。
ウ パンフレット等添付	法人や他のサービスを行っているパンフレットがあれば添付してください。

協議先一覧

	主な協議内容	協議先	担当者 (協議日)	協議内容	課題の有無
1	道路整備に関すること（帰属道路）	管理課			
2	道路工事承認及び水路工事の承認に関すること				
3	開発に伴う道路等の新設及び改良に関すること				
4	道路及び水路の境界に関すること				
5	交通安全対策に関すること				
6	水路の変更及び廃止に関すること				
7	排水整備に関すること				
8	雨水処理に関すること				
9	公共下水道に関すること	下水道課			
10	都市計画道路に関すること（事業計画）	道路建設課			
11	公園及び緑化に関すること	みどりと水の まちづくり課			
12	山林の伐採に関すること				
13	用途地域に適合する建築物に関すること	都市計画課			
14	建築協定及び工作物等に関すること				
15	位置指定道路に関すること				
16	都市計画道路に関すること（都計法53条）				
17	地区計画に関すること				
18	生産緑地に関すること				

協議先一覧

	主な協議内容	協議先	担当者 (協議日)	協議内容	課題の有無
19	駐車場確保に関する事	都市計画課			
20	屋外広告物に関する事				
21	市街化調整区域における立地基準に関する事				
22	土地区画整理事業の許可に関する事	都市整備課			
23	防犯施設に関する事+	市民生活課			
24	交通安全対策に関する事				
25	農用地に関する事	農政課			
26	土地改良区に関する事				
27	店舗に関する事	商工観光課			
28	騒音及び公害防止等に関する事	環境保全課			
29	埋め立てに関する事				
30	ごみ減量に関する事	清掃計画課			
31	ごみ集積所に関する事	清掃管理課			
32	ごみ収集に関する事 ※計画戸数4戸以上は別途協議必要				
33	保育所に関する事	こども保育課			
34	福祉のまちづくりに関する事	生活支援課			
35	教育施設に関する事	教育総務課			
36	埋蔵文化財に関する事	生涯学習課			

協議先一覧

	主な協議内容	協議先	担当者 (協議日)	協議内容	課題 の有無
37	学校・幼稚園に関すること	指導課			
38	農地転用に関すること	農業委員会 事務局			
39	消防施設に関すること	警防課			
40	給配水に関すること ※計画戸数4戸以上は別途協議必要	水道部 工務課			
41	地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関すること	高齢者支援 課			
42	防災対策に関すること	危機管理課			
43	避難確保計画等に関すること				

(関係機関)

44	電気に関すること	()			
45	電話回線に関すること	()			
46	都市ガスに関すること	野田ガス(株)			
47	国道に関すること	千葉国道工事 事務所柏維持 修繕出張所			
48	県道に関すること	東葛飾土木 事務所			
49	交通規制・道路使用に関する こと	野田警察署			
50	排水流末処理に関すること	排水流末 管理者			

その他協議者

51	ごみ集積所設置場所に関する こと	地元廃棄物 減量等推進員			
52	開発事業計画周辺説明	周辺居住者及 び地元自治会 の自治会長			

資料6

看護小規模多機能型居宅介護施設に係る事業者選定に関するスケジュール

内容	日時	備考
事業者選定委員会	令和7年5月19日(月)	
野田市ホームページ募集要領掲載	令和7年5月22日(木)から7月4日(金)まで	
質疑応答	令和7年6月11日(水)から6月20日(金)午後5時15分まで	・FAX可 (電話連絡必要)
質疑応答回答日時	令和7年6月27日(金)まで	・野田市ホームページで回答 ・募集要領を掲載した場所にアップ
応募書類の受付 (プレゼンテーション 順位抽選)	令和7年6月27日(金)～令和7年7月4日(金) 午前8時30分～午後5時15分	・提出先…高齢者支援課 高齢者支援係 ※事前連絡必要
第1次審査	令和7年7月7日(月)	(審査結果通知発送 2次審査の会場・日程を通知)
第2次審査	令和7年7月中旬	・プレゼンテーション(パソコンを使ったパワーポイント等の使用可) ・日程は、申請者数により変更
第2次審査結果通知	令和7年7月下旬	・審査結果発送通知
事業所開所	令和8年4月1日	

申 立 書

令和 年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
事業者名
代表者名 印

野田市地域密着型サービス施設の整備に係る応募資格に際し、下記のとおり相違しないことを申し立てます。

記

- 1 介護保険法第78条の2第4項（地域密着型サービス事業者指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項（地域密着型サービス型介護予防サービス事業者指定に係る欠格事項）の規定に該当しない事業者であること。
- 2 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続を行っていないこと。
- 3 野田市税、千葉県税、法人税及び消費税の滞納がないこと。
- 4 市議会議員が代表者その他の役員である法人でないこと。
- 5 市長又は副市長、教育長、水道事業管理者が代表者その他の役員である法人でないこと。
- 6 介護保険法70条第2項第6号に規定する役員等が野田市暴力団排除条例（平成23年野田市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

以上